

和泉小学校・いずみこども園等施設と
和泉公園との一体的整備基本計画
(素案)

令和8年5月

千代田区

目次

1. はじめに

1-1. 基本計画策定の背景・目的	1
1-2. 基本計画の対象	2
1-3. 検討経緯	4

2. 整備の方向性

2-1. 全体に係る整備の方向性	5
2-2. 一体的整備の考え方	9

3. 整備の前提条件と配置計画

3-1. 敷地の概要及び法的条件	11
3-2. 施設規模の想定	14
3-3. 全体配置計画	15
3-3-1. 配置計画	15
3-3-2. 動線計画	18

4. 学校等施設の基本計画

4-1. 学校等施設の導入機能	19
4-1-1. 和泉小学校	19
4-1-2. いずみこども園	20
4-1-3. こどもプラザ	21
4-1-4. 共通施設・地域利用	21
4-2. 諸室のあり方	22
4-2-1. 和泉小学校	22
4-2-2. いずみこども園	29
4-2-3. こどもプラザ	32
4-2-4. 共通施設・地域利用	35
4-3. 安全・安心な施設計画の考え方	37
4-4. 設備計画の考え方	39

5. 和泉公園の基本計画

5-1. 和泉公園の導入機能	40
5-1-1. 公園機能	40
5-1-2. 地域住民・公園利用者の利便性を向上させる機能	41
5-2. 和泉公園の整備イメージ	42

5-3. 各公園施設のあり方	44
----------------------	----

6. 整備の推進に向けて

6-1. 事業手法	47
6-2. 整備事業費	48
6-3. 事業スケジュール	48
6-4. 工事期間中の対応	49
6-4-1. 旧和泉町ポンプ所跡地の活用	49
6-5. 管理運営の方針	50
6-6. 一体的整備に向けて	51
6-6-1. 地域との継続的な検討の推進	51
6-6-2. 工事期間中における継続的な情報提供	51

1. はじめに

基本計画策定の背景・目的、基本計画の対象、これまでの検討経緯について示します。

1-1. 基本計画策定の背景・目的

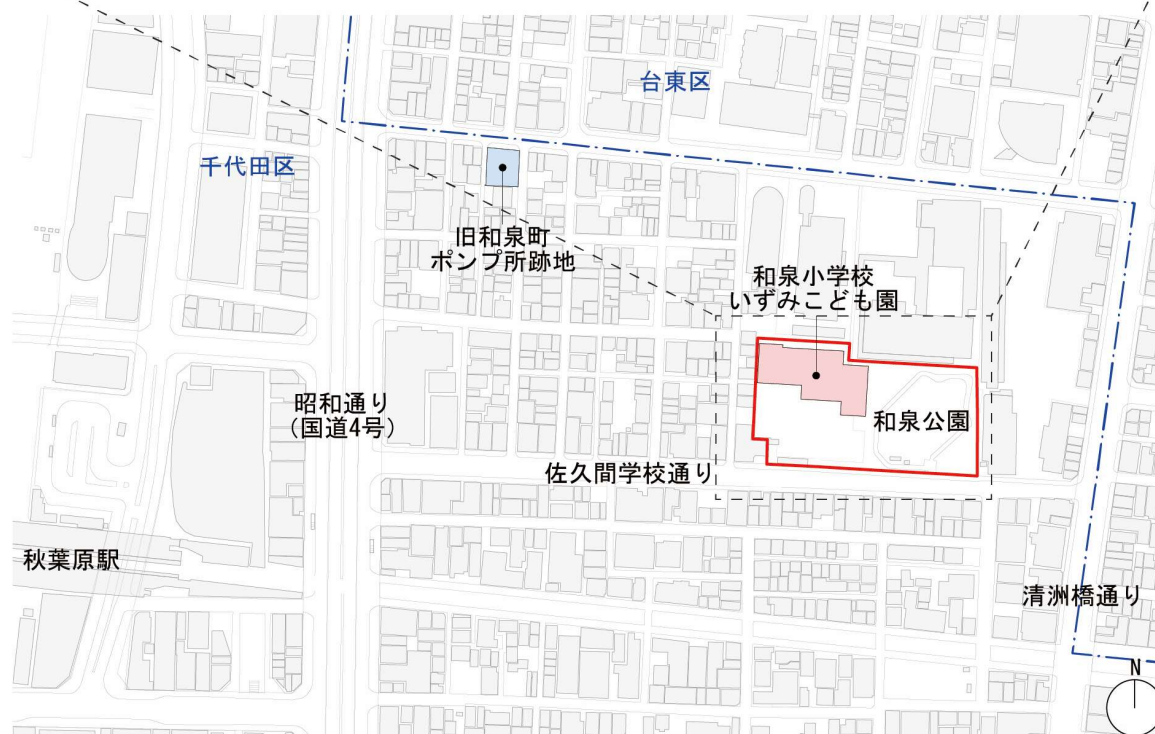
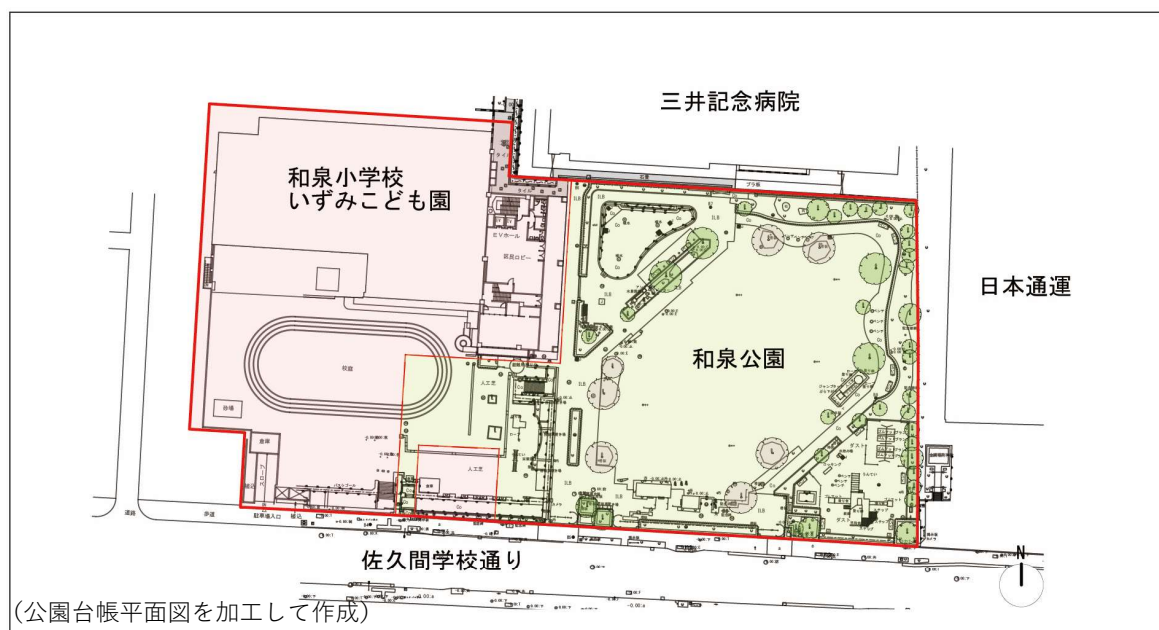
老朽化や施設規模等の課題がある和泉小学校・いずみこども園等施設（和泉小学校、いずみこども園、いずみこどもプラザ及びちよだパークサイドプラザ）については、児童・園児への負担軽減を図る観点等から、現敷地建て替えではなく隣接する区立和泉公園敷地への移転建て替えに向けて取り組んでいます。

令和元年度から検討組織を設けて施設関係者との意見交換を重ね、令和6年度からは公園の視点を検討に加え、公園も含めて全体の機能が向上するよう、完成後の一体的利用も含めた再整備の方向性について地域とともに整理・検討を行ってきました。令和6年度～令和7年度には、オープンハウス型地域説明会やパブリックコメントを実施し、地域の意見を踏まえ、新たな公園と学校等施設の一体的整備構想を策定（令和8年2月）しました。

本基本計画は、一体的整備構想を踏まえ、設計の与件となる事項を定め、整備までの一貫性のある方針（配置形態、諸室・諸施設等の規模、空間としてのあり方等）を提示するために策定するものです。

1-2. 基本計画の対象

和泉小学校・いずみこども園等施設（和泉小学校、いずみこども園、いずみこどもプラザ及びちよだパークサイドプラザ）並びに和泉公園を基本計画の対象とします。



(この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号:7 都市基交測第 156 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。)

基本計画の対象地

【施設の沿革】

- ・旧佐久間小学校敷地を利用し、地域に開かれた学校を核とした多目的利用の都市型複合公共施設として昭和 62 年 7 月に竣工、9 月に開設。
- ・平成 5 年 4 月には、旧佐久間小学校と旧今川小学校を統合し再配置した「和泉小学校」として開校。
- ・平成 14 年 4 月には、佐久間幼稚園といずみ保育園からなる幼保一元化施設として「いずみこども園」を新たに開設。
- ・現在は、小学校・こども園の他、集会室等の地域利用施設（ちよだパークサイドプラザ）と児童館的機能（いずみこどもプラザ）を有している。

【公園の沿革】

- ・昭和 54 年に、都市計画公園（街区公園）として開設。
- ・昭和 62 年には、ちよだパークサイドプラザの建設に伴い、公園敷地の一部に建物が建てられるため、公園敷地の一部と学校敷地を交換し、公園区域を変更。
- ・平成 20 年には、公園の再整備を実施し、芝生広場、じゃぶじゃぶ池等の現在の形状となる。
- ・平成 21 年には、和泉小学校校庭拡幅工事に伴い、公園敷地の一部が人工地盤上の校庭・公園利用者用駐輪場として整備される。

1-3. 検討経緯

下表に示すとおり、関係者や地域の方との密な意見交換を重ね、検討を進めてきました。

検討経緯

会議体名称	日付	会議概要
■和泉小学校学校運営協議会	平成30年12月19日	・施設の課題共有、仮校舎の整備における課題共有
■和泉小学校・いずみこども園等施設整備検討準備会	令和元年12月17日	・施設の現状についての情報共有、和泉公園を利用する可能性の検討
	令和2年2月19日	・施設整備について ・仮校舎建設による現敷地建て替えと和泉公園敷地への新施設の移転建て替えを比較検討
■和泉小学校・いずみこども園等施設整備校・園関係者懇談会	令和4年1月17日	・整備を建て替えで進めること ・和泉公園を活用する方向性で検討すること
	令和6年1月26日	・和泉小学校・いずみこども園等の施設整備基本構想素案（たたき台）の確認 ・和泉公園と換地する方針の確認、和泉公園閉鎖時の代替措置の検討
■和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた検討会	令和6年11月21日	・和泉公園の現況及び課題 ・公園敷地と学校敷地の入れ替え ・施設と公園の配置形態
	令和7年3月27日	・和泉公園利用状況調査、風環境のシミュレーション結果概要 ・検討会、個別ヒアリング、オープンハウス型地域説明会等での意見とその対応 ・施設と公園の配置形態
	令和7年9月19日	・人工地盤校庭パターンについての制度的・技術的・機能的整理 ・人工地盤校庭パターンにおける施設と公園の計画 ・一体的整備構想（骨子案）
	令和8年2月16日	・一体的整備構想（策定） ・人工地盤校庭パターンにおける施設と公園の計画 ・基本計画の検討の方向性
■オープンハウス型地域説明会	令和7年2月7日・8日	・公園敷地と学校敷地の入れ替え ・地表面兼用パターンによる施設と公園の計画イメージ
	令和7年10月19日・20日	・敷地の入れ替え効果・一体的整備・都市計画変更等 ・人工地盤校庭パターンにおける施設と公園の計画イメージ

学校等施設の検討

学校等施設及び公園の検討

上記の他、地域団体への個別ヒアリング、和泉小学校児童へのアンケートを実施

2. 整備の方向性

学校等施設と公園の整備の方向性について、一体的整備構想にて「施設計画の方向性」として整理した内容を再掲します。

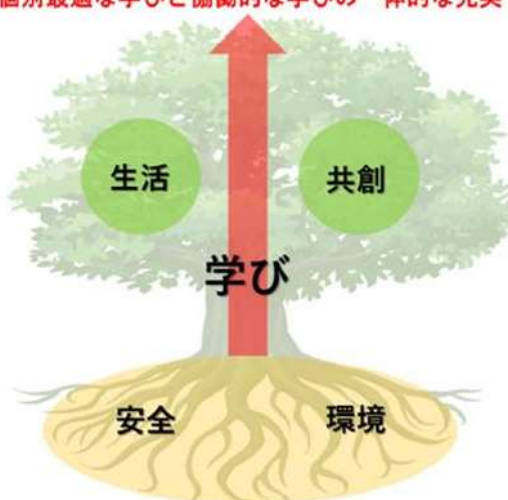
2-1. 全体に係る整備の方向性

2-1-1. 全体に係る整備の方向性

学校等施設と公園の整備による効果を最大化するため、昨今の各施設整備のあり方を踏まえる必要があります。

- ・学校施設においては、全ての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向けた学び舎が求められています。
- ・そのため、「学び」を「幹」に据え、その学びを豊かにする「枝」として、「生活」「共創」の空間が必要です。
- ・また、学び舎の土台として着実に整備を推進する「根」として、「安全」「環境」の確保が必要になります。
- ・公園においては、千代田区公園づくり基本方針に示される通り、より良くするための4つの視点があります。
- ・遊具の充実、ボール遊びやイベント利用などの多様なニーズの実現に向けた柔軟な運用と、高齢者や障がい者への使いやすさの改善、立地・利用者の特性や環境の保全に配慮した整備、地域住民・民間企業などとの連携による公園づくりなどが必要となっています。

全ての子どもたちの可能性を引き出し、
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実



新しい時代の学び舎として目指していく姿
出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」文部科学省

視点
1 多様化する区民ニーズの実現

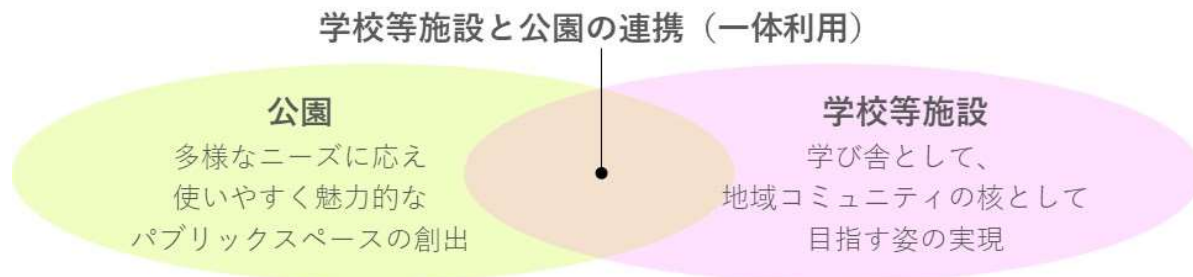
視点
2 ポテンシャルの有効活用

視点
3 すべての人が使いやすい公園

視点
4 様々な主体との連携

公園をより良くするための4つの視点
出典：千代田区公園づくり基本方針

各施設整備のあり方を実現するためには、それぞれの機能の充実が求められますが、限られた敷地における必要規模への対応、都心至近の立地における学び舎として求められる機能の確保、地域の住民・関係者のニーズに応えるパブリックスペースの創出を目指すため、学校等施設と公園の連携と、各施設の再整備の視点から、施設計画の方向性を示します。



■学校等施設と公園が連携した空間づくり

- ・学校等施設と公園との連続性の確保や融通し合う空間利用を通じた子どもたちの活動の充実と地域のにぎわい、交流の促進
- ・公園に面して親和性の高い機能を導入することで、利用の相乗効果を発揮
- ・地域並びに隣接する病院や民間企業との協働の場として、様々な地域活動の場や災害時の拠点として活用
- ・学校等施設と公園の利用者双方が安心して利用できるセキュリティの設定や管理運営のあり方の検討 など

2-1-2. 学校等施設に係る整備の方向性

■新たな教育需要にも対応可能なゆとりある教育環境を整える

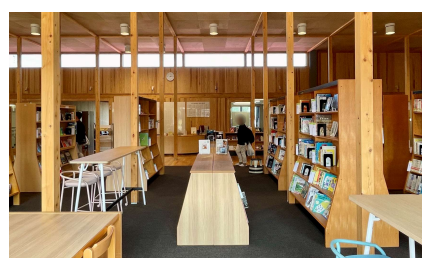
- ・児童数の増減、多様な学習形態、ICT教育環境への対応
- ・異年齢同士の交流の創出、共に成長できる環境の構築等、小学校、こども園、児童館的機能の独立性確保と連携
- ・メンテナンス、改修等に柔軟に対応できる施設計画 など



普通教室のイメージ

■安全・安心を確保しながら、心身の健康と環境に配慮した施設づくり

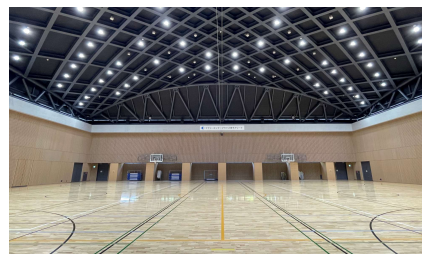
- ・教育施設と地域利用部分の適切な区分とセキュリティの確保
- ・限られた敷地を最大限活用し、思い切り身体を動かし、健やかでたくましい心と体の育成
- ・子ども自身と子どもを取り巻く環境の多様性を受け止める寛容な施設計画
- ・都心のなかでも、自然や四季を感じられる建物、省エネルギー化の推進 など



メディアセンターのイメージ

■地域に開かれ、ともに育む、防災拠点にもなる施設づくり

- ・学校を取り巻く様々な人々が活動する地域の子育て、コミュニティ活動、生涯学習の場の創出
- ・災害発生時には地域と連携し、避難場所、防災拠点として機能
- ・旧佐久間小学校及び旧今川小学校、和泉小学校の歴史・伝統・校風の継承 など



体育館のイメージ

2-1-3. 公園に係る整備の方向性

■様々な活動を受け止める都会のオアシスの創出

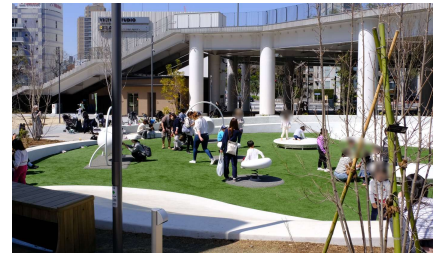
- ・都心部の駅至近にありながら、人々に癒やしを提供する伸びやかなみどりのオープンスペースの創出
- ・多様な利用者を受け入れるバリアフリーでインクルーシブな公園環境の実現
- ・夏場の利用を促進する日陰や設えの用意
- ・隣接する小学校やこども園等、地域の方や団体が活動・協力できる余地の確保
- ・各種イベント、災害時の活動等への配慮 など



シェルター下（ピロティ下）のベンチ

■周辺環境とのつながり・みどりの維持向上

- ・通り抜け動線や周辺施設の利用動線の継続的確保
- ・道路に沿ったオープンスペースの確保、及び公園敷地・施設敷地の全体で緑の総量を維持・増進
- ・死角をつくらない等のセキュリティ面への配慮
- ・公園にいざなうエントランス空間の創出 など



インクルーシブ遊具のある広場

■公園及び地域の歴史的積層の尊重

- ・防火守護地としての歴史を踏まえた地域の防災拠点としての活用
- ・医療施設の集積地としての歴史を踏まえた大規模災害時のトリアージ空間としての利用の想定
- ・既存のみどりの保全
- ・地域の歴史を未来へ継承する設え など



地域の歴史を伝えるサイン

2-2. 一体的整備の考え方

現敷地での建て替えには仮施設への移転や用地確保などの課題があることから、隣接する和泉公園と敷地を入れ替え、学校等施設と公園を一体的に再整備することとしています。一体的整備構想では、限られた整備区域内で都市計画公園の面積・機能と十分な教育環境（校庭面積）とを両立させるという観点から、公園は1階、校庭は2階と上下に分離することでセキュリティを確保しつつ両者の機能を充実させる「人工地盤校庭パターン」が、制度的・技術的・機能的な観点から実現性・有効性が高いと整理されており、当該パターンで整備内容を具体化していくこととされています。

一体的整備の必要性

建て替えを現敷地で行う場合、仮施設への移転が必要になりますが、公園との関係も含め以下の点が課題となります。

- ・仮施設への移転により、2回の引越し及び児童・園児及び関係者の通学・通園の場所が変わる等の負担が生じる。
- ・近隣での仮施設を整備するための用地及び整備費の確保が必要。
- ・現状の学校・公園の敷地形状が変わらないため、都市計画公園のうち約600㎡を平日に学校が使用している状況がそのままとなる。

■敷地の入れ替えによる整備

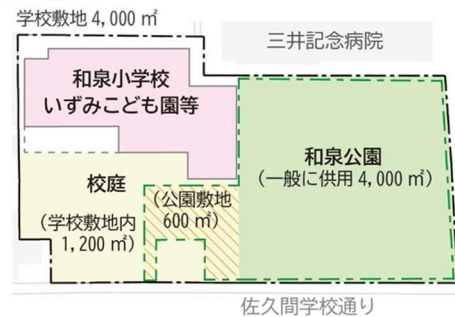
上記の課題を解決するため、隣接する和泉公園と敷地を入れ替え、新たな公園と学校等施設を一体的に再整備します。

- ・一時移転による児童・園児及び関係者への負担がなくなる。
- ・新施設整備が一度で済み、仮施設の用地及び整備費が不要。
- ・都市計画公園の面積（4,600㎡）を等積で再配置する際に、まとまった利用しやすい形状（整形）に変更できる。
- ・公園内を学校が使用している状況を一旦リセットして、両者にとってより良い整備・利用内容を検・討することができる。

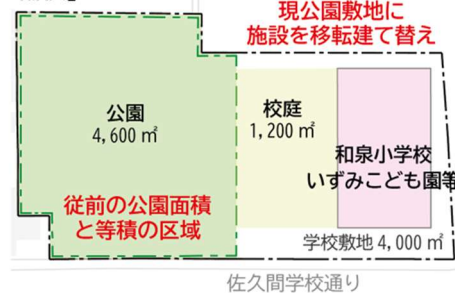
■再整備によって生じる新たな課題

- ・単純に新たな学校敷地内に校庭を整備した場合は、校庭で利用できる面積が減少する。

【現況】



【整備後】

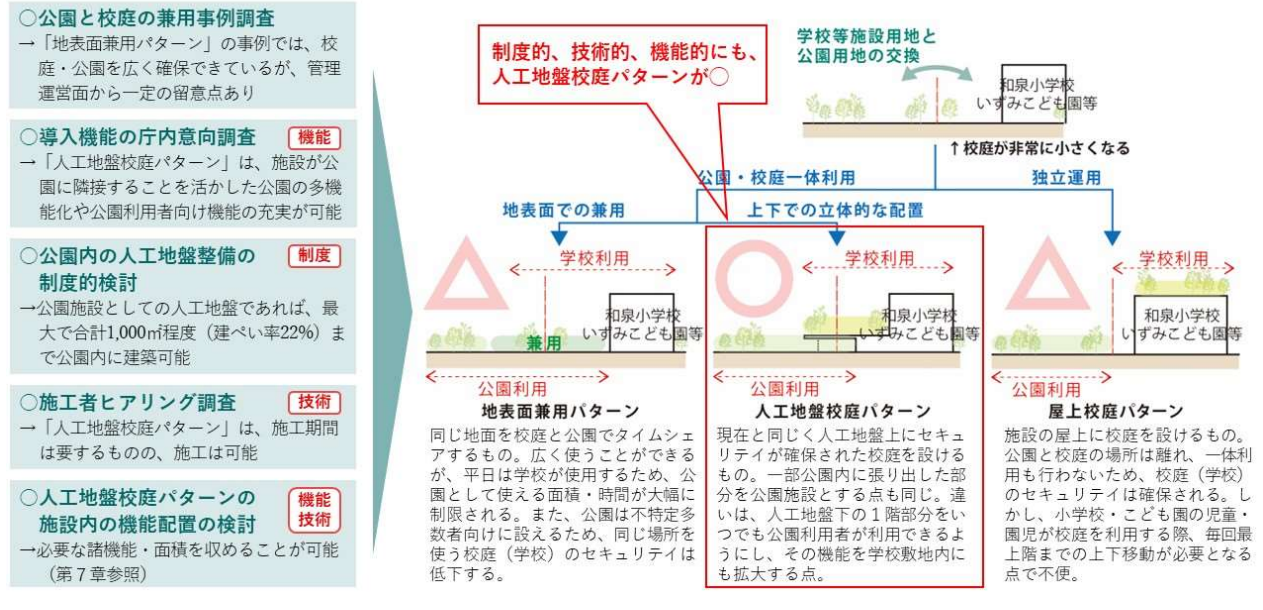


一体的整備構想において示されている一体的整備の必要性

公園の面積・機能と教育環境の両立

限られた整備区域内で都市計画公園の面積・機能と十分な教育環境（校庭面積）とを両立させる必要があります。地表面で公園・校庭をタイムシェアする「地表面兼用パターン」、建物の屋上を校庭とする「屋上校庭パターン」も考えられますが、公園は1階、校庭は2階と上下に分離することでセキュリティを確保しつつ両者の機能を充実させる「人工地盤校庭パターン」が、制度的・技術的・機能的な観点から実現性・有効性が高いと言えます。このため、「人工地盤校庭パターン」にて整備内容を具体化していきます。

※運動等ができるよう広く整備した建物1階の屋根部分を人工地盤と呼びます。



一体的整備構想において示されている公園の面積・機能と教育環境の両立方策

3. 整備の前提条件と配置計画

3-1. 敷地の概要及び法的条件等

3-1-1. 敷地概要

計画敷地である和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園の敷地概要は下表の通りです。

項目	和泉小学校・いずみこども園等施設	和泉公園 (街区公園)																								
所在	神田和泉町1番地	神田和泉町1番地300																								
敷地面積等	3,963.06 m ² うち校庭面積 小学校：約1,207 m ² こども園：約218 m ²	4,607.71 m ² 但し、その一部(約600 m ²)は校庭としても使えるよう整備され、学校の教育活動がある日に校庭として使われているため、実際に公園としていつでも有効に利用できる範囲は約4,000 m ²																								
施設等	 <p>現在の和泉小学校等施設の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨鉄筋コンクリート造、地上8階・地下1階 ・延床面積：11,454.9 m² ・昭和62年竣工 <table border="1"> <tr> <td>7階</td> <td>多目的ホール</td> <td>ちよだパークサイドプラザ</td> </tr> <tr> <td>6階</td> <td></td> <td>いずみこどもプラザ</td> </tr> <tr> <td>5階</td> <td>和泉小学校</td> <td>子育てひろば 区民図書室</td> </tr> <tr> <td>4階</td> <td>和泉小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td>和泉小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>和泉小学校</td> <td>いずみこども園</td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td>いずみこども園</td> <td>パークサイドプラザ受付</td> </tr> <tr> <td>地下1階</td> <td>機械室・防災備蓄倉庫</td> <td>プール</td> </tr> </table>	7階	多目的ホール	ちよだパークサイドプラザ	6階		いずみこどもプラザ	5階	和泉小学校	子育てひろば 区民図書室	4階	和泉小学校		3階	和泉小学校		2階	和泉小学校	いずみこども園	1階	いずみこども園	パークサイドプラザ受付	地下1階	機械室・防災備蓄倉庫	プール	 <ul style="list-style-type: none"> ・健康器具 ・スプリング遊具 ・ブランコ ・砂場 ・鉄棒・滑り台等を兼ねた複合遊具 ・トイレ ・レンタサイクルポート 
7階	多目的ホール	ちよだパークサイドプラザ																								
6階		いずみこどもプラザ																								
5階	和泉小学校	子育てひろば 区民図書室																								
4階	和泉小学校																									
3階	和泉小学校																									
2階	和泉小学校	いずみこども園																								
1階	いずみこども園	パークサイドプラザ受付																								
地下1階	機械室・防災備蓄倉庫	プール																								

3-1-2. 法的条件

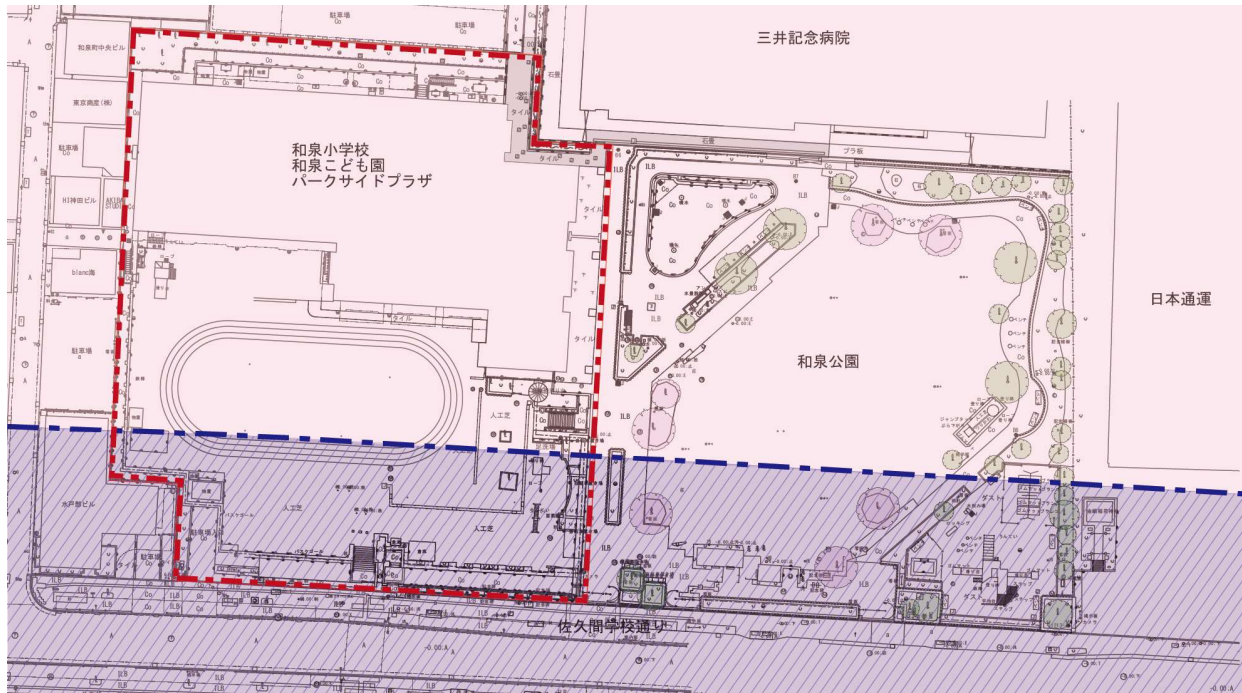
計画敷地にかかる敷地に係る土地利用上の法的な制約条件は、主に以下のとおりです。

項目		指定内容
都市計画法	用途地域	商業地域
	容積率	500%（南側一部 600%）
	建ぺい率	80%
	中高層階住居専用地区	第四種中高層階住居専用地区※ ¹ （南側一部）
	防火指定	防火地域
	駐車場整備地区	千代田区駐車場整備地区※ ²
	都市施設	東京都市計画公園 千代田第2・2・15号和泉公園（西側約4,600㎡）※ ³
建築基準法	日影規制	なし
景観法	千代田区景観まちづくり計画	神田地域 界限12外神田・秋葉原界限 色彩定性基準の他、界限別景観形成の方向性及び 指針あり
屋外広告物法	千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン	一般地域 景観配慮事項あり

※¹ 第四種中高層階住居専用地区：6階以上の部分を住宅等の用途にするよう制限される地区です。ただし、学校などの教育施設には適用されません。

※² 千代田区駐車場整備地区：都条例により、建築物の規模・用途に応じた駐車場附置義務が生じます。

※³ 整備を見据え、都市計画公園としては、令和8年7月に都市計画変更を行っています。都市公園の区域は、既存公園の解体直前に見直すことを予定しています。



商業地域 (容積率500%)
 商業地域 (容積率600%)
 第四種中高層階住居専用地区
 都市計画公園区域

計画敷地に係る法的条件

3-1-3. 周辺環境への配慮

上記法的条件に加え、周辺環境について特に配慮すべき事項について以下に整理します。

- ・多くの方から利用されてきた南北の通り抜け動線や三井記念病院への利用動線については、整備後だけでなく工事期間中も継続的に確保します。
- ・公園位置の変更に伴う周囲の市街地形成への影響を考慮し、公園・広場に類する空地として機能するよう、敷地南側の道路境界線から約10mの範囲には、建築物は配置しないこととします。
- ・敷地境界への植栽や目隠しの設置等を通じて、学校等施設と公園施設の入れ替えに伴う周辺環境への影響を極力小さくすることを検討します。
- ・秋葉原駅周辺の商業集積地から程近い立地であることを踏まえ、安全性に十分に配慮した教育環境、保育環境、公園環境を整えていきます。
- ・工事は周囲に病院や小学校、こども園、住宅、オフィス等が立ち並ぶ中実施されることとなるため、騒音や振動の抑制に務めるとともに、安全対策に十分留意します。

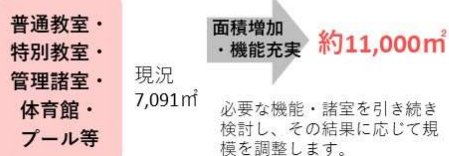
3-2. 施設規模の想定

学校等施設は老朽化以外に施設規模等の課題があるため、大規模改修ではなく建て替えに取り組むこととし、新たな施設については、地域の就学前人口の増加を見通し、子どもに関わる小学校・こども園・こどもプラザ（児童館・学童クラブ）の3つの機能を大幅に拡充するとともに、地域利用・公園施設機能も加え、施設規模約16,500㎡を想定します。



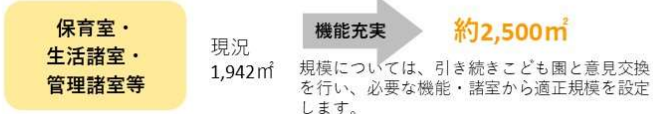
小学校

- 児童数の増加に対応できるよう、普通教室を現状の12学級から最大24教室規模[※]に拡大します。また、ICT教育環境を整えたゆとりある教室や将来的な小学校教育における動向・ニーズの変化に対応できるよう、各室やスペースの面積増加を図ります。
- 体育館・プールは地域開放を想定し、機能を充実します。
※少人数展開授業等で使用する教室を含みます。



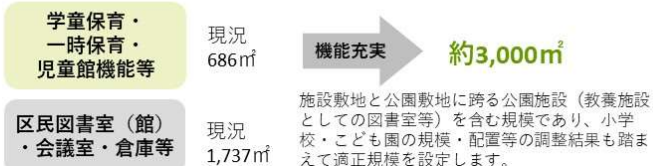
こども園

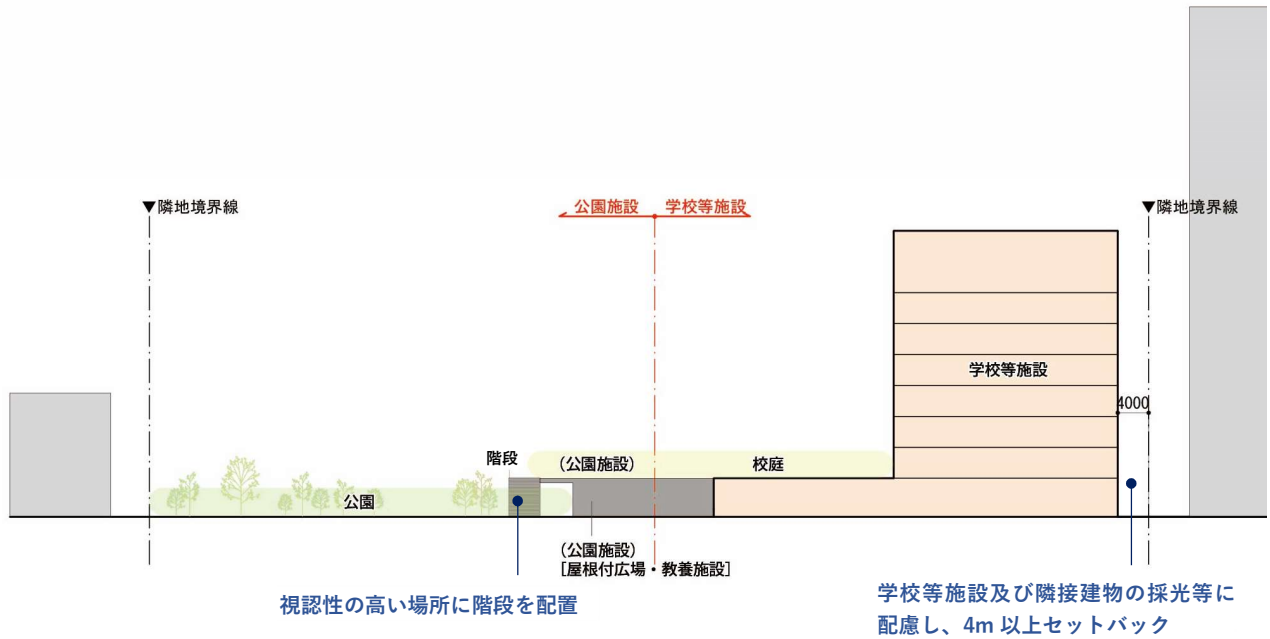
- 病後児保育室・図書コーナー等の新たな設置に加え、保育室等の従前機能の充実を図ります。



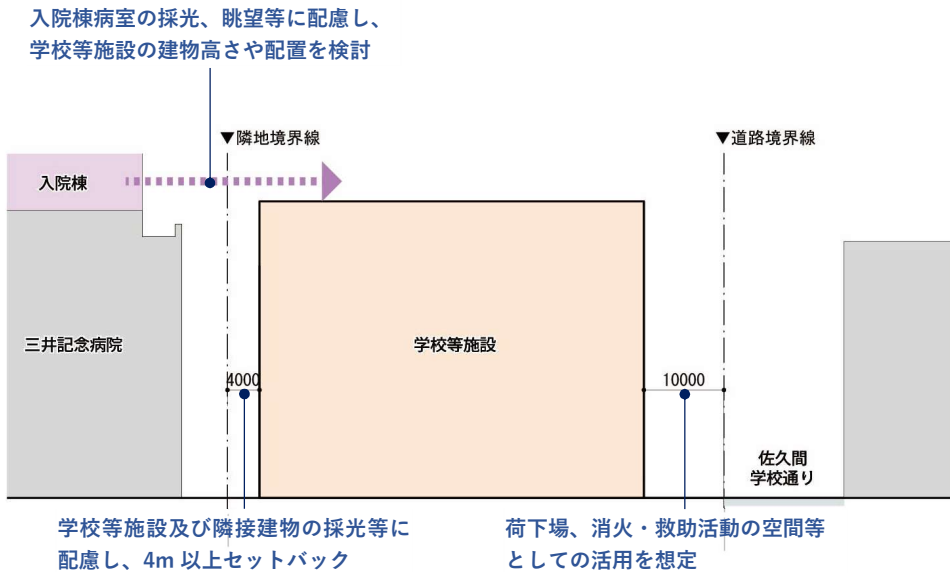
こどもプラザ他

- 学童保育室、一時保育室の拡大に加え、新たに多目的室・遊戯室等とともに、区民図書室（館）等の地域利用機能を設置します。



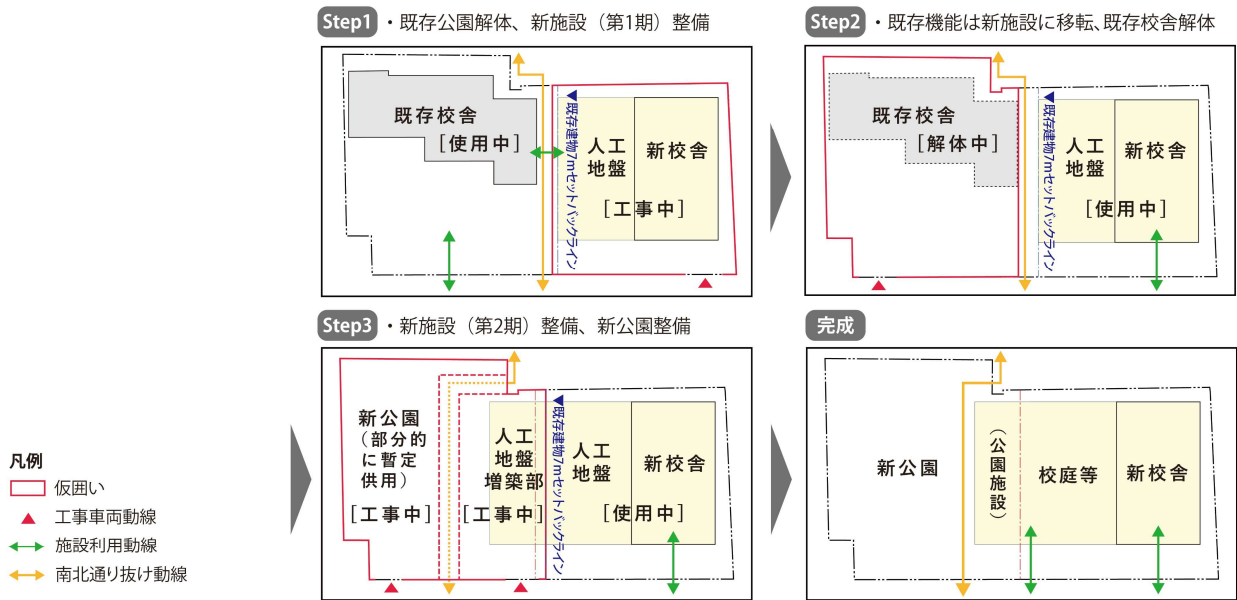


全体計画断面図（東西方向）



全体計画断面図（南北方向）

- ・既存校舎を供用しながら新校舎を建設するためには、地下の掘削等を考慮すると、既存校舎外壁から新校舎外壁まで7m程度の離隔を確保することが必要と想定されます。建築計画の工夫や工法の検討を通じて、この離隔を精査することが必要です。

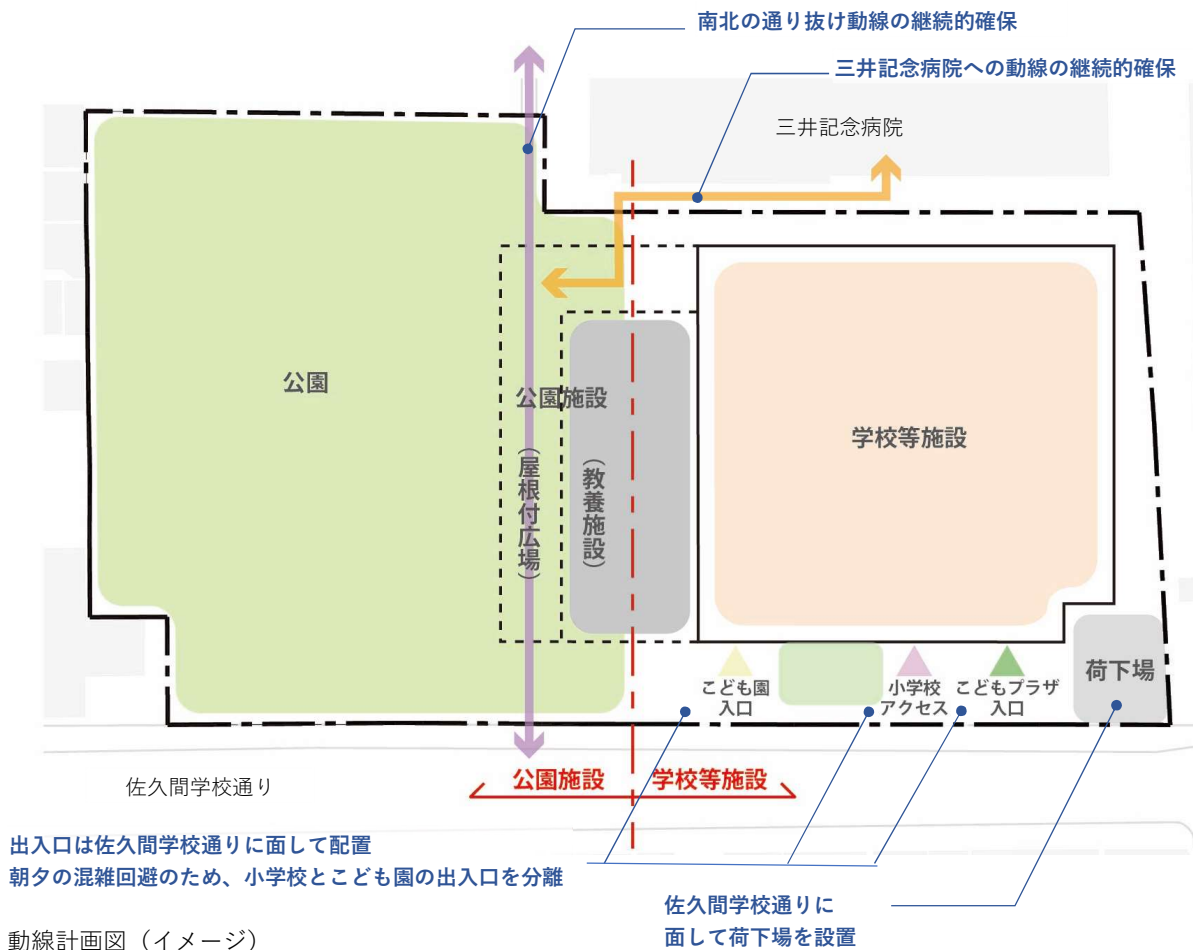


施工計画図

- ・公園区域への人工地盤の張り出しは、都市公園法及び千代田区都市公園条例で定められた建ぺい率を上回らない範囲内かつ南北通り抜け動線の支障にならないように設定します。

3-3-2. 動線計画

- ・工事期間中も含めて、南北の通り抜け動線及び三井記念病院への動線を継続的に確保します。これらの動線と人工地盤下のピロティの関係性には十分に配慮し、通行空間と滞留空間が重なり合い重層的な利用が生まれるようにします。
- ・和泉小学校及びいずみこども園、いずみこどもプラザの出入口は佐久間公園通りに面して設けます。朝夕の混雑を避けるために、和泉小学校といずみこども園の出入口は可能な限り離すこととします。
- ・佐久間学校通りに面して荷下場を設け、円滑な搬入を可能にします。荷下場と小学校、こども園のアクセス空間周りは植栽等で明確に分離し、子どもの安全性を確保します。
- ・地域開放を想定する体育館やプール、会議室等には、公園側からもアクセスできることが望まれます。
- ・敷地の北側及び東側から学校等施設へのアクセスは最低限とし、利用者が立ち入る必要のない空間には侵入しにくい設えを検討します。
- ・学校等施設の第一期工事が終わった段階では、公園側からのアクセスはできないため、第一期工事完了範囲内でアクセスが完結していることが必要となります。



4. 学校等施設の基本計画

4-1. 学校等施設の導入機能

4-1-1. 和泉小学校

小学校については、将来の教育需要の変化や多様な学習形態、ICT教育環境の進展等に対応しながら、児童が安全・安心に学び、健やかに成長できるよう、良好な通風、換気、自然採光等の環境条件及び十分な安全性の確保された教育環境を整備するものとします。あわせて、異年齢交流や地域との関わりにも配慮しつつ、学校として必要な独立性と円滑な運営性を確保する観点から、下表に示す機能を導入するものとします。

学校等施設への導入機能（和泉小学校機能）

導入機能	施設やつかい方のイメージ	室名
教育・学習 支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の児童数の増減や学級編成の変化に対応可能な、ゆとりある学年教室環境 ・普通教室、多目的教室、特別教室、特別支援教室等、多様な学習活動に対応可能な学習環境 ・学習・情報機能を含めた、多様な学びを支える共用空間 	普通教室/特別支援教室/多目的教室/理科室/図工室/家庭科室/音楽室(高学年用)/音楽室(低学年用)/図書室 等
活動・生活 支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の主体的な活動や交流を促すオープンスペース ・発達段階や学習内容に応じた活動を支える生活支援機能 ・更衣、トイレ、流し、教材室等を含む、学校生活を支える機能 	生徒更衣室/児童トイレ・流しコーナー/教材庫/理科・図工・生活科倉庫/理科準備室/図工準備室/家庭科準備室/児童昇降口 等
管理・運営 機能	<ul style="list-style-type: none"> ・校長室、事務室、職員室等による円滑な学校運営を支える管理機能 ・来客対応、教職員の執務、教材作成、保管等に対応した諸室 ・保健室や相談機能、防災備蓄等を含めた、安全・安心な学校生活を支える機能 ・調理、配膳、休憩等を含めた給食運営に必要な諸機能 	職員室/校長室・応接室/事務室/主事室/印刷・教材制作室/職員更衣室/保健室/相談室/放送室/記念室・保管庫/職員来客用トイレ/職員来客用玄関/防災用備蓄倉庫/資源保管庫/給食調理室/給食配膳室/調理員休憩室 等
体育機能	<ul style="list-style-type: none"> ・授業、学校行事、放課後活動等に対応可能な運動環境 ・アリーナ、ステージ、器具庫等を備えた使いやすい屋内運動環境 ・水泳授業に対応したプール機能と、更衣、監視、医務・採暖等の関連機能 ・地域利用も視野に入れた運用のしやすさへの配慮 	アリーナ/ステージ・放送/体育器具庫/プール/更衣室/監視室/医務室・採暖室/トイレ/プール倉庫 等
防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の避難所として必要な防災備蓄機能 ・災害時に避難所として利用可能な施設環境 ・施設利用者及び地域利用者の安全確保を支える防災対応機能 	防災備蓄倉庫 等

その他、適宜、廊下・階段・オープンスペース等を配置します。

4-1-2. いずみこども園

こども園については、乳幼児が安全・安心に過ごし、心身の発達に応じた保育・教育を受けられる環境を整備するものとします。また、日々の生活や遊びを支える場としての快適性を確保するとともに、小学校やこどもプラザとの連携にも配慮しながら、こども園として必要な独立性と円滑な運営性を確保する観点から、下表に示す機能を導入するものとします。

学校等施設への導入機能（いずみこども園機能）

導入機能	施設やつかい方のイメージ	室名
保育機能	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児から幼児までの発達段階に応じた保育環境 ・通常保育に加え、多目的な保育活動にも対応可能な機能 ・遊戯や交流、こども誰でも通園制度等も見据えた柔軟な保育環境 ・園児の日常生活を支える生活関連機能を含めた保育環境 	保育室/午睡室/多目的室/遊戯室/図書コーナー/園児用トイレ/園児用玄関 等
管理・運営機能	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室兼保健室、園長室、相談室等による円滑な園運営を支える管理機能 ・職員会議、休憩、更衣、来客対応等に対応した諸室 ・保護者対応や子育て相談にも配慮した運営環境 ・園児への安全で円滑な給食提供を支える調理・配膳機能 	職員室兼保健室/園長室/応接室・相談室/職員会議室/職員休憩室/職員更衣室/職員来客用トイレ/教材室・倉庫/給食調理室/調理員休憩室 等

その他、適宜、廊下・階段・オープンスペース等を配置します。

4-1-3. こどもプラザ

こどもプラザについては、放課後等に子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な活動や交流ができる居場所としての環境を整備するものとします。また、地域に開かれた子どもの居場所としての役割にも配慮しつつ、小学校やこども園との連携を図りながら、こどもプラザとして必要な独立性と円滑な運営性を確保する観点から、下表に示す機能を導入するものとします。

学校等施設への導入機能（こどもプラザ機能）

導入機能	施設やつかい方のイメージ	室名
放課後児童支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育を中心とした、放課後の安全・安心な居場所 放課後の生活支援や見守りに対応する環境 放課後利用を基本としつつ、他機能との連携にも配慮 	学童保育室/遊戯室/準備室/倉庫/子どもトイレ/玄関ホール 等
多世代交流機能	<ul style="list-style-type: none"> 図書、図工、多目的活動、遊戯等に対応した児童の居場所機能の確保 遊び、学び、交流、自習等、多様な過ごし方を受け止める活動環境の整備 乳幼児から小学生、中高生世代までを視野に入れた柔軟な活動機能の確保 	図書室/図工室/多目的室 等
子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 一時保育や乳児対応を含む子育て支援機能の確保 子どもや保護者が安心して利用できる環境の整備 相談対応や受入れ環境を含めた子育て支援機能の確保 	一時保育室/乳児室/事務室/職員更衣室/相談室/職員来客用トイレ・ベビールーム 等

その他、適宜、廊下・階段・オープンスペース等を配置します。

4-1-4. 共通施設・地域利用

共通施設については、各施設に共通して必要となる諸室(トイレ、駐車場・駐輪場など)に加え、従前のパークサイドプラザが担ってきた地域利用機能を引き継ぎ、地域利用を中心とした多様な活動に対応できる場としての環境を整備するものとします。また、地域に開かれた交流・活動の場としての役割に配慮しつつ、学校等施設との管理区分や利用区分を適切に設定しながら、独立性と円滑な運営性を確保する観点から、下表に示す機能を導入するものとします。

学校等施設への導入機能（共通施設機能）

導入機能	施設やつかい方のイメージ	室名
地域利用機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の交流等に対応した活動環境 図書利用や閲覧等を通じた地域の居場所機能を確保するとともに、地域開放利用に必要な更衣等に対応できる環境を整備 学校等施設との利用区分及び管理区分に配慮し、独立した地域利用が可能な構成 	図書室/会議室/更衣室/倉庫 等

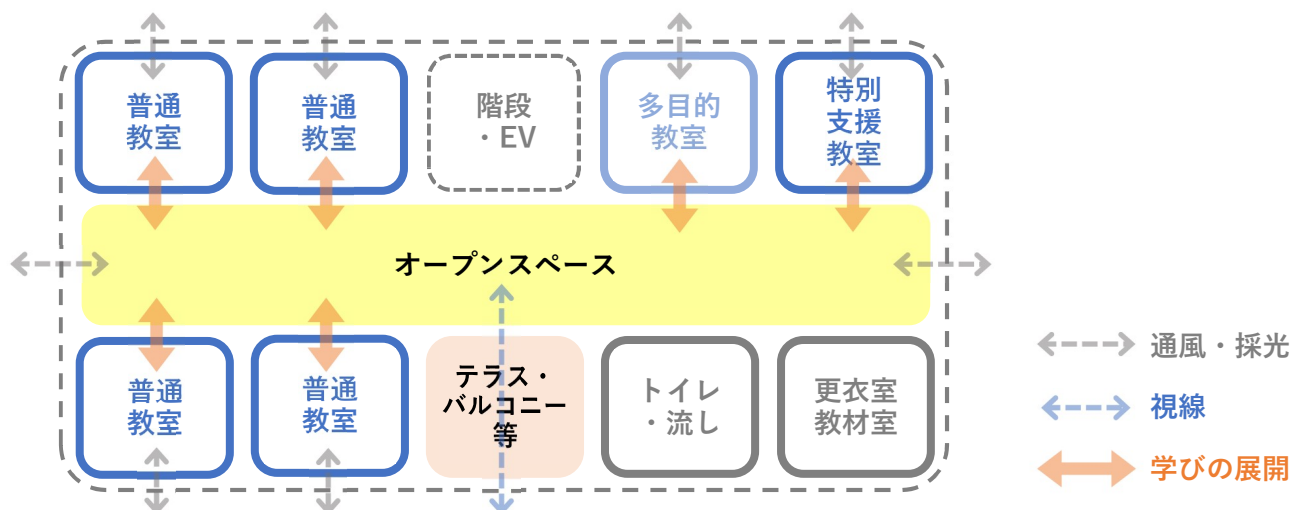
その他、適宜、廊下・階段・オープンスペース等を配置します。

4-2. 諸室のあり方

4-2-1. 和泉小学校

(1) 普通教室ゾーン

普通教室ゾーンは、児童の日常的な学習と生活を支える中心的な場として位置付けます。オープンスペース、教材室、トイレ等を普通教室の近くに配置し、日常の活動ができるだけ普通教室まわりで完結する構成とします。また、校舎が高層化する場合は、普通教室の配置階をできるだけ少なくし、児童の縦移動を抑えた計画とするものとします。



普通教室ゾーンの機能イメージ

1) 普通教室

- ・各学年のまとまりを意識し、同一学年の普通教室はできるだけ同一階又は同一区画にまとめ、学年単位での生活・学習がしやすい配置とします。
- ・多目的教室、教材室、トイレ等を近接配置し、日常の学習や生活が普通教室まわりで完結しやすい構成とします。
- ・日常の学習に加え、学級活動や生活の場としても使いやすく、児童が安心して落ち着くことができる室環境を整備します。
- ・多様な学習内容及び学習形態に対応できるように、各種の机配置及び家具配置が可能な広さ、形状等とします。
- ・家具、収納棚その他の生活用設備を適切に配置し、教室利用に支障のない十分な活動空間を確保します。
- ・学級数の増減に対応できるように、少人数教室、多目的教室等への転用も見据えた計画とします。
- ・必要に応じて、テラス、バルコニー等の屋外空間との連携や、特別の支援を必要とする児童への対応にも配慮した計画とします。
- ・ICTを日常的に活用できるように、情報端末、電源、情報コンセント、提示装置等の利用を見据えた設備計画とします。

2) 多目的教室

- ・普通教室との役割分担及び機能的な連携を十分検討し、学習内容、学習形態及び児童の発達段階に応じた適切な規模、構成とします。
- ・普通教室に近接配置し、学年ごとのまとまりを支える空間として、普通教室やオープンスペースと連続して利用しやすく、日常の学習活動や児童の動線にも配慮した構成とします。
- ・個別学習、少人数指導、グループ学習、総合的な学習等、多様な教育活動に柔軟に対応できる広さ、形状とします。
- ・学年又は全校で利用する広い多目的教室については、利用方法に応じて空間を分割できる構成とすることも検討します。
- ・必要に応じて、水栓、流し等の設備を設ける等、活動内容に応じた運用が可能な構成とします。
- ・普通教室と一体的にも独立的にも利用できるよう、音環境、温熱環境、視認性等に配慮した総合的な計画とします。

3) 特別支援教室

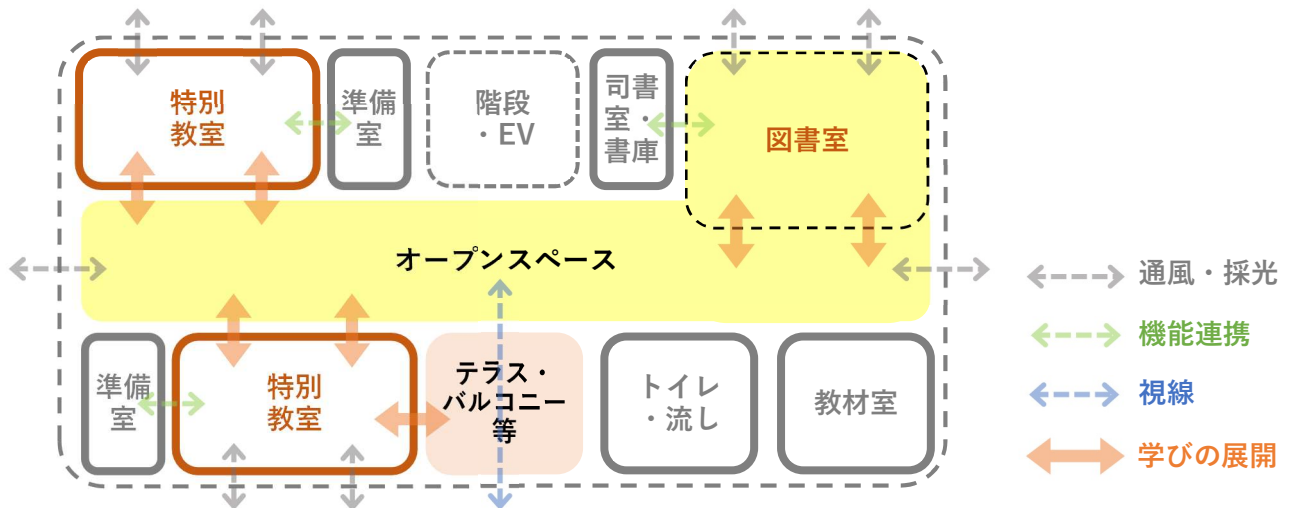
- ・普通教室との関係に配慮しつつ、落ち着いて学習できる位置に配置します。
- ・グループ学習、個別学習、自立活動その他の多様な学習活動等に柔軟かつ効果的に対応できる室構成とします。
- ・固定的な専用用途に限らず、状況に応じて柔軟に運用できる構成とし、必要な空間相互の連携にも留意します。
- ・各種の机配置が可能な面積、形状とするとともに、必要に応じて設備、家具、収納等の設置に対応できる構成とします。
- ・特別の支援を必要とする児童の学習及び生活に配慮した環境を確保します。

4) オープンスペース

- ・普通教室や多目的教室、屋外空間等と連続し、教室外での多様な学習活動に柔軟に対応できる環境、構成とします。
- ・普通教室ゾーンのコアとして、学年のまとまりや拠点性を支える共用空間として整備します。
- ・必要に応じて、展示、発表、交流等にも活用できる場とし、学習成果を共有できる空間として活用できる構成とします。
- ・見通しと落ち着きのバランスに配慮するとともに、教職員の視認性を確保し、日常的に使いやすい場とします。

(2) 特別教室ゾーン

専門的な設備や設えを要する学習活動を支える場として構成します。特別教室は高学年での利用が多くなることを踏まえ、高学年教室との連携に配慮するとともに、こどもプラザや地域開放との関係にも配慮した配置とするものとします。



1) 特別教室

- ・教科特性に応じた専用性を確保しつつ、学校内で利用しやすい位置に配置し、特別教室相互の連携、普通教室との関係、高学年教室との関係及びこどもプラザとの連携にも配慮した計画とします。
- ・理科、図工、家庭科、音楽等、それぞれの教科内容に応じた学習活動が円滑に行えるよう、必要な広さ、形状及び室環境を確保します。
- ・準備室、倉庫、楽器庫等を各特別教室に隣接配置し、授業準備、教材管理、器具保管等に支障のない構成とします。
- ・低学年用音楽室については、発達段階に応じた使いやすさ、安全性及び活動のしやすさに配慮し、低学年の普通教室ゾーンへの配置も検討します。
- ・各教科の活動内容に応じて、必要に応じて水栓、流し、作業台、収納、機器等を設けます。
- ・各室は、教材、作品、成果物等の展示や発表にも対応しやすいよう、オープンスペースとの関係にも配慮した計画とします。
- ・小学校利用を基本としつつ、特別活動や地域開放時の利用にも配慮し、利用動線及び管理区分を整理しやすい構成とします。